

日吉津村広報誌制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

村が発行する広報誌の制作にあたり、デザイン専門知識があり DTP 機器を熟知した専門業者の技術を活用することで、より効率的に、「見やすく」「分かりやすい」紙面づくりを行うほか、村民の皆さんが必要とする情報を、限られた紙面により多く、より効果的に配置することで、親しみを持ってもらえる紙面づくりを目指す。

2. 業務概要

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 日吉津村広報誌制作業務 |
| (2) 業務内容 | 「日吉津村広報誌制作業務委託仕様書」に記載のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 日吉津村総合政策課 |

3. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間、鳥取県及び日吉津村において氏名停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和 3 年日吉津村告示第 78 号（令和 4 年から令和 6 年において日吉津村が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「07 印刷類」及び「35 イベント・広告・企画」の資格を認定されている者であること。
- (5) 鳥取県米子市又は鳥取県西伯郡エリア内に主たる営業所を有し、随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。
- (6) 令和元年度以降に地方公共団体等の広報誌、パンフレット、ポスター・チラシなどを企画・製作した実績がある者であること。

5. 参加申込の手続等

(1) 実施要領等の配付期間及び配付場所

- ① 配付期間 令和4年3月9日（水）から同年3月22日（火）
- ② 配付場所 日吉津村ホームページ (<https://www.hiezu.jp>)

(2) 選考スケジュール

内 容	日 時
告示	令和4年3月9日（水） 正午
実施要領（募集要項）等の配付期間	令和4年3月9日（水） 正午 同年3月22日（火）正午まで
質問書受付期間	令和4年3月15日（火） 正午
質問書に対する回答期限・回答方法	令和4年3月17日（木） 17時（予定） 随時、村ホームページに掲載するとともに質問者に対して、掲載した旨を電子メールで連絡します。
企画提案書の受付期間	令和4年3月14日（月） 8時30分～ 同年3月22日（火） 正午
選定委員会の開催	令和4年3月23日（水）
企画提案書の選定通知	令和4年3月24日（木）

6. 質問及び回答

本件プロポーザルの実施に関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- (1) 提出期限 令和4年3月15日（火） 正午必着
- (2) 提出先 「11.書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法 質問票（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。（受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること）
- (4) 回答方法 令和4年3月17日（木） 17時までに、随時、村ホームページに掲載するとともに質問者に対して、掲載した旨を電子メールで連絡します。

7. 企画提案書の作成等

- (1) 受付期間 令和4年3月14日（月） 8時30分から同年3月22日（火）正午まで
（郵送の場合は3月22日正午必着）
- (2) 提出場所 「11.書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送
（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）

(4) 提出書類及び部数

次のとおり企画提案書等を提出し、下記の項目に沿って提案してください。また、企画提案作品は別紙「企画提案作品作成要領（別紙1）」に基づき作成してください。

- ① 企画提案書（様式2号） 5部
 - ・村広報に対する考え方、意欲
 - ・業務履行にあたっての人員体制
 - ・企画提案作品
- ② 工程表（任意様式：令和4年5月号を想定し作成してください） 1部
- ③ 業務実績調書（様式3号） 1部
- ④ 見積書（様式4号） 1部

8. 企画提案書の評価及び評価基準

「7. 企画提案書の作成等」で提出された企画提案書をもとに日吉津村広報誌制作業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。なお本件プロポーザルの実施に関しプレゼンテーションは実施しません。

- (1) 評価基準・評価項目 別紙2のとおり
評価の結果、合計点が満点の8割以下の者の提案は不採用とします。
- (2) 受注候補者の特定 評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。
- (3) 評価結果（様式6号）・選定結果（様式7号）の通知 令和4年3月24日（木）
企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。
なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、日吉津村と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。
- (4) 評価結果の公表 評価結果については日吉津村ホームページに公表します。
- (5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
 - ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。
 - ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

9. 契約の締結

- (1) 優先契約交渉事業者に対して契約締結の協議を行います。
- (2) 優先契約交渉事業者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行います。
- (3) 契約内容は、提示している仕様書を元に、提案内容を加え協議を行い決定します。

10. 留意事項

(1) 失格事項

企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を村に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(村からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。
- ⑧ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑨ 電子メール等の通信事故については、本村はいかなる責任も負いません。

11. 書類提出及び問い合わせ先

日吉津村総合政策課(担当:本庄)

住所:〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 872-15

電話:0859-27-5954(直通) Fax:0859-27-0903

Eメール:sougouseisaku@hiezu.jp